

## 5 総務県民生活委員会における秋山文和県議の質疑

2015年12月16日

### 付託議案に対する質疑

Q. 秋山委員

- 1 第108号議案について、条例案第3条第6項に、「委員は在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない」とあるが、「その他の政治的団体」とはどういうものか。
- 2 構成員はよいのか。ここでいう「役員」とは、どのような立場の者を指すのか。
- 3 「積極的に政治運動をしてはならない」とあるが、どのようなことを指すのか。
- 4 3人で合議するとあるが、多くの案件を同時に並行的に審査するためか。
- 5 行政不服審査会が設けられることによって、不服申立ての仕方が変わるのか。
- 6 第109号議案について、手数料の徴収方法はどうなっているのか。
- 7 第110号議案について、不動産取得税について、控除する額が当該不動産の価格の5分の1に相当する額とあるが、この価格とは売買価格か、鑑定価格か、それ以外か。
- 8 不動産取得税の控除の適用実績の金額と件数はどうなっているか。また、この不動産取得税の控除の制度はいつからあるのか。
- 9 第118号議案について、空調工事の関係で提案が遅れた経過は、どのようなものか。
- 10 応札者が、共同企業体の者と単独の者であったがどのような条件で入札をしたのか。
- 11 入札が無効となった者がいるが理由は何か。
- 12 第119号議案について、増額の理由について、設計労務単価の変更要因は、たいしたことではないということか。
- 13 第121号議案について、相手方は、支払指示に応じない理由をどう言っているのか。

- 14 本税と延滞金の合計額はいくらか。支払いを求めているのは本税のみか、延滞金を含めるのか。
- 15 和解する条件で、金額の割引は考えられるのか。

A. 文書課長

- 1 審査会の委員には客観的かつ公正な判断が求められることから、国に設置される審査会と同様の規定としているもので、「その他の政治的団体」は、政治的な目的を持った団体が該当する。
- 2 構成員となることは差し支えない。また、役員については、その団体の規約等に規定されると考える。
- 3 「積極的に政治運動」とは、審査会の委員の独立、中立、公正を害するような活動が該当するが、具体的には個別の判断になると考えられる。
- 4 審理の公正性を図る一方で、効率性を確保するためである。
- 5 不服申立ての仕方が変わることはない。行政自身による審査及び裁決が行われてきたものに、今回の改正で、第三者のチェック機能を入れたことが、変わった点である。
- 6 原則として、現金による納付を考えている。

A. 参事兼税務課長

- 7 不動産の価格は、売買価格や鑑定価格ではなく、固定資産課税台帳に登録された価格か、登録されていない場合には固定資産評価基準により決定した価格である。
- 8 この制度は、平成15年度の税制改正で地方税法に制度が創設されたものである。今回

の改正については、平成27年度税制改正で控除割合について条例に定めることとされたため、今回提案した。過去の適用実績は1件、控除の額に相当する税額は約3,500万円である。

A. 施設課長

- 9 平成26年7月30日に実施した入札で落札した業者と仮契約を結んだが、当該業者が本年9月11日付で契約辞退届を提出したことを受け、再度入札を10月22日に実施したため、今回の提案となったものである。
- 12 今回、電工の労務単価に変更はなく、増額は、資機材の価格上昇が要因である。

A. 入札課長

- 10 公告文で入札に参加できる者の形態として、単体企業又は2者による特定建設工事共同企業体の混合入札とした。入札結果はこれを受けたものとなっている。
- 11 今回の入札では、参加資格として契約金額の5%以上に相当する入札保証金の納付もしくは同金額以上の入札保証保険等の加入が必要であった。しかし、当該企業体が加入した保険金額は、入札金額から算出される入札保証金額未満であったため、入札参加資格を満たしていないことから無効となった。

A. 個人県税対策課長

- 13 相手方は、過払金は存在していないと主張している。過払金の存在や県の支払いに応じるかどうかは、裁判で争っていくと主張している。
- 14 延滞金を含めた合計額の支払いを求める。
- 平成27年11月30日現在で146万10

0円の延滞金があり、本税82万6,300円と合わせて228万6,400円である。

15 和解する条件として、金額の割引を考える余地はない。議案としても、差押えた債権に係る給付をする旨の申し入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときと限定している。なお、和解の条件として、多少支払時期を遅らせてほしいという申し入れがある可能性はあると認識している。

Q. 秋山委員

- 1 第121号議案について、この案件のこれまでの経緯はどのようなものか。
- 2 本税と延滞金を合わせ228万6,400円の滞納があるとのことだが、それ以上の過払金が存在するという確証があつて訴えを提起するのか。
- 3 控除の割合を条例で定めるのは、地方税法の要請によるものか。
- 4 平成27年4月1日から適用するとのことだが、遡って条例を適用するのか。

A. 個人県税対策課長

- 1 本事案は志木市から徴収権を引き継いだ。財産調査や納税折衝の中で、滞納者が相手方との間で高金利による借入と返済を繰り返しており、滞納者が過払金返還請求権を有していることが判明した。また、所有不動産等の財産調査も行ったが、他に早期に滞納額を徴収できる財産を発見できなかったため、過払金返還請求権を差し押された。なお、同時に給与の差押さえも行っているが、給与の取立額が少額であるため、訴えを提起するに至った。
- 2 228万6,400円は滞納額であり、相手方に対して求めているのは過払金約140万円である。140万円の支払いに応じられた

としても、滞納税額が解消するものではない。

A . 参事兼税務課長

- 3 地方税法の改正により控除割合を条例で定めることとされたため、条例改正を行うものである。
- 4 地方税法において、条例が施行されるまでの間は控除割合を5分の1とする経過措置が設けられている。

Q . 秋山委員

- 1 第111号議案について、情報公開審査会・個人情報保護審査会における年間の取扱件数はどのくらいか。
- 2 審査の結果、決定が覆った件数はどのくらいあるのか。
- 3 情報公開審査会・個人情報保護審査会の委員に重複はないのか。また、委員の選定分野はどのようなか。
- 4 第113号議案について、今回の一部改正で、条例において何が前進するのか。また、勧誘行為の禁止について、具体的に取り組むのは警察なのか。
- 5 第124号議案について、選定委員会の外部有識者3名はどのような人か。
- 6 選定理由の「豊富な実績」の内容はどのようなものか。
- 7 第2次審査の満点165点に対して、指定管理候補者の133点はどのような点が減点であったのか。
- 8 5年間の指定管理委託料の10%増額の妥当性をどのように評価したのか。

A . 県政情報センター所長

- 1 情報公開審査会は、ここ5年で見ると年間

で少ないとときは6件、多いときは27件、平均で約14、15件が新規の諮問案件である。個人情報保護審査会は、年間で少ないとときは5件、多いときは44件、平均で約20件である。

- 2 情報公開審査会が発足してから平成27年11月末までに出された答申件数は222件であり、実施機関の判断が一部でも妥当でないとしたものは、87件、39%である。

個人情報保護審査会が発足してから平成27年11月末までに出された答申件数は121件であり、実施機関の判断が一部でも妥当でないとしたものは、33件、27%である。

- 3 情報公開審査会・個人情報保護審査会の委員は、重複はない。委員の選定分野は、情報公開審査会の委員は、大学の法律・情報法を専門分野とする教授や准教授が6名、弁護士が3名である。3つの部会は、それぞれ学識経験者2名と弁護士1名で構成している。個人情報保護審査会の委員は、大学法学部教授等が4名、弁護士が2名である。2つの部会は、それぞれ学識経験者2名と弁護士1名で構成している。

A . 参事兼税務課長

- 4 風適法では、風俗営業の事業者や従業員が行う客引き行為を規制している。一方、本条例では、何人に対しても、青少年を客となるよう勧誘することを禁止しており、関係者以外にも範囲を広げて幅広く禁止している。今回の条例改正により、業態を問わず接待飲食等営業の全てについて規制することになり、勧誘行為の規制の強化が図られるものである。

また、勧誘行為の禁止の違反について、条例では、罰則として30万円以下の罰金が規定されている。したがって、青少年への勧誘行為は犯罪となるので、警察が勧誘行為につ

いて立入り、検挙・摘発を行うこととなる。

額が40万円である。

#### A. 広聴広報課長

- 5 平和行政に係る学識経験者として高等学校の校長、経営等の中身の分かる方として公認会計士、利用者を代表して小学校の校長にお願いした。
- 6 共同事業体の1つである（株）サンワックスは、平和資料館のほか県内10の市立スポーツ施設や公園などの指定管理を受けている。太平ビル管理株式会社は、平和資料館の指定管理のほか、県内8つの市町立図書館や郷土資料館、公民館などの業務委託を受けている。
- 7 減点法ではなく、例えば実績の項目であれば豊富な実績が認められれば高得点、実績がなければ点数が低くなっている。133点は満点の8割を超えており、高評価であると考える。
- 8 増額の提案部分は、消費税の増額や法改正による施設維持管理に必要となる増額等である110万円を含んでいる。また、修繕費や県民サービスに係る光熱水費の増額を含んでいることを、2次審査のヒアリングで確認している。議決後、今後どのように節減ができるか、必要な修繕費や県民サービスをよく確認した上で改めて指定管理委託料の予算案を作成し、提案していきたい。

#### Q. 秋山委員

第124号議案について、法改正等による増額の内訳を教えてもらいたい。

#### A. 広聴広報課長

消費税の増税が70万円、施設維持管理の増

#### 付託議案に対する討論

##### 秋山委員

第110号議案に反対の立場から討論する。この改正で、県税滞納者が、滞納税の換価の猶予を求める制度、手続きが条例化されることには大きな前進で評価するところである。しかし、反対なのは、不動産取得税の控除に係る部分である。これは、国が決めた「都市再生特別措置法」に基づく認定事業者が、さいたま新都心駅周辺地域47haと川口駅周辺68haにおいて認定事業のための土地・建物を取得したとき、その不動産の価格の5分の1を不動産取得税の課税標準から控除するものであるが、この2つの地域は県内でも超一等地である。ここに進出しようとするのはかかるべき財力のある大企業か大型店舗しかない。むしろまともに課税し、しっかり納税していただくのが当然である。さいたま市、川口市も固定資産税の減免を併せて行うようである。県、さいたま市、川口市は、県民及び市民のために血眼になって財源確保に努めている。国が法律で地方に税の減免を義務付けるのであれば、その分の財源の補てんを求めておかしくない。よって、不動産取得税控除の条例化に反対であるため、本条例案に賛成できない。

次に、第124号議案に反対の立場から討論する。

今年は戦後70年の節目の年である。二度と戦争をしないと誓った憲法のもとで、今後も永久に戦争をしない国であり続けたいというのが全ての県民の願いである。埼玉県平和資料館は、戦争の悲惨さを今に伝え、後世に伝え、平和を守り続けたいと願う県民の大切な施設である。

さらに、多くの戦争を物語る貴重な品々や遺品の寄贈を受け、保存や展示に生かす施設である。3年前に指定管理者制度が導入された際に、館長がいなくなり、遺族や学識経験者や平和を守る活動団体などからなる運営協議会をなくすなど、展示や運営に係る大切な組織を廃止した。今、平和資料館に入って真っ先に目につくのは、軍服と背のうである。カーキ色の厚手の軍服が置いてあり誰でも触れられる。多くの人が、それを胸に当てて写真撮影をしており、背のうではその重さに驚きながら写真撮影をしている。戦争当時の兵隊の日常を体験させるこの展示は、平和資料館の果たす役割を考えると、果たしてふさわしいのかと違和感を覚える。展示・運営の在り方を絶えず第三者の検証の下に置きながら平和を発信するにふさわしい館としての平和資料館とするためには、指定管理者制度をやめて県の運営に戻すべきであり、指定管理者を継続させる本議案には反対である。

#### 請願に係る意見

(議請第15号及び議請第20号)

#### 秋山委員

両請願とも採択すべきとの立場から意見を述べる。

6月定例会、9月定例会で継続審査となっている議請第15号「私立学校父母負担軽減事業補助(幼稚園)の復活を求める請願」とほぼ同じ内容の議請第20号が今定例会に提出された。議請第20号は私立幼稚園連合会から請願であり、経営する側と、幼稚園に通わせる保護者側と両方からの請願が出そろったことになる。平成27年2月定例会において、「園舎の耐震化などの補助がひと段落ついた以降には、父母負担を軽減するための対策を充実させるべき」との

附帯決議がされた。幼稚園側の様々な都合もあり、今年中の耐震化は全て完了とはいかないようであるが、園の耐震化も大きく前進している。

少子化対策の前進のためにも、消費増税と物の値上がりに苦しむ父母の負担軽減のためにも機は熟したということであり、採択すべきである。

#### 請願に係る意見(議請第19号)

#### 秋山委員

本請願を採択すべきとの立場から意見を述べる。

埼玉の私立学校は、公立学校とともに学校教育において大きな役割を担っている。埼玉県の私立高等学校父母負担軽減補助金は、年収が500万円程度の家庭の生徒までは37万5,000円の補助を受けることができるが、それ以上の家庭は徐々に減額され、年収約609万円を超える家庭では補助はなくなる。県立学校に通う場合、国の就学支援金により、授業料は全額免除となっており、年収609万円以上の家庭の生徒には最大25万円以上の公私負担格差が発生する。補助対象外の生徒数は私立高生全体の74%と決して少ない人数ではなく、この格差を一刻も早く埋めるべきである。また、私立学校運営費補助について、一人当たりの金額は全国最低となっている。保護者負担が軽減されても、これでは教員の質を始め学校そのものの質の低下を招きかねない。従って、公教育の一翼を担う私立学校の教育条件の向上、経営の健全化、就学の援助を一層進めていくためにも、本請願は採択すべきである。

請願に係る意見（議請第21号）

秋山委員

先の国会で、安全保障関連法が成立された過程において、委員会採決でも、本会議採決に至る手続きでも、様々な問題点が指摘されている。特別委員会では、怒号と混乱の中で、委員長の声を明瞭に聞き取れず、速記録には「聴取不能」とされ、まともに採決されたとは言い難い状況である。また、本会議採決の前提となる地方公聴会の報告も受けずに採決を強行するなど、多くの国民の前で、その異常さは歴然としている。これは、議会制民主主義を大切にする我が国において許されないことである。現在でも、多くの国民は納得するどころか、一層反対の声が広まっている。請願者は、「成立過程について国民の疑問や不安に応えた誠実で丁寧な説明」及び「再審議」を求めており、これは多くの国民の声であり、採択すべきである。

まで待っている場合もある。また、教育局で所管する奨学金の貸付制度もあるので、積極的にお知らせし活用してもらっているケースもある。私立学校に対し納付手続きを縛ることはできないが、大きく3パターンあり、月ごと、四半期ごと、前期後期などがある。

秋山委員

県からの手厚い支援が授業料の支払いサイクルに間に合わないということがあっては、行政として悔いが残ることになるので、よく対応ができるよう今後も研究してもらいたい。（意見）

所管事務調査（私立高校生に対する父母負担軽減補助について）

Q．秋山委員

私立学校で保護者が授業料を納付する時期を教えてもらいたい。

A．学事課長

就学支援金は基本的に8月と10月、父母負担軽減事業補助は10月と12月に学校に支払っているが、保護者が学校に納付するサイクルは学校によって異なる。学校によっては保護者が支払う前に相殺しているところもある。また、レアケースであるが、今後支払うという意思表示をもって授業料の支払いを補助金の支給